

## 著作権についてのご注意

アンサンブルコンテストにおいて、各団体の実情に応じた編曲を施して演奏するケースがあります。著作権を侵害する行為にあたる場合がありますのでご注意ください。

### ① 原曲を編曲して演奏する場合

- ・ 原曲を編曲して演奏する場合は、原則として、著作権者からの許諾が必要です。編曲した作品で出場する際には、著作権者からの「許諾書」を必ず添えてください。
- ・ 編曲に関する権利（編曲権）は、JASRAC の管理対象外となっている場合があります。編曲の許諾については、著作権者またはその権利を管理する 出版社等に確認してください。
- ・ 著作権の保護期間が満了している著作物（パブリック・ドメイン）については、原則として編曲の許諾を得る必要はありません。
- ・ 著作権の保護期間は、原則として著作者の死後 70 年です。

### ② 出版されている楽譜の指定を変更して演奏する場合

- ・ 出版されている楽譜について、指定された編成・演奏人数を変更して演奏する場合、また既に出版されている楽曲を編曲する場合にも、許諾が必要になる場合があります。必ず出版社に確認の上、必要な場合には「許諾書」をご提出ください。
- ・ カットを行う際も申請が必要となる場合があります。変更の内容によっては許諾がないことや、確認に相当な時間がかかることもあります。必ずご確認ください。

※過去に、四重奏として出版されている作品を 5 名で演奏したことにより、地区大会等で失格となった例があります。